

議案第48号

さいたま市SDGs企業認証審査会条例の制定について
さいたま市SDGs企業認証審査会条例を次のように定める。

令和3年2月2日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市SDGs企業認証審査会条例

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、持続可能な開発目標を達成するための取組を実践する市内企業等の認証について審査し、及び当該認証制度の推進に関し必要な事項について調査審議するため、さいたま市SDGs企業認証審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審査会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 産業政策又は企業経営に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 審査会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、委員長が招集する。

2 審査会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 審査会の会議は、非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、審査会に諮って会議を公開することができる。

(部会)

第7条 審査会は、特定の事項を調査審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 前3条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、経済局において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(さいたま市附属機関の設置等に関する条例の一部改正)

2 さいたま市附属機関の設置等に関する条例（平成26年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後						改正前					
別表（第2条—第4条関係）						別表（第2条—第4条関係）					
執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期	執行機関	附属機関	担当事務	委員の定数	委員の構成	委員の任期
市長	[略]						[略]				
	さいたま市健康科学研究センター倫理委員会	[略]					さいたま市健康科学研究センター倫理委員会	[略]			
	[略]					さいたま市CSR推進会議	事業者等における事業活動の維持及び拡大と社会的健全性を両立させた経営の実践に係る市の施策及び事業者等の取組の推進に関し必要な事項についての調査審議並びに当該経営を実践する事業者等の認証についての審査に関する事務	15人以内	(1) 産業政策又は企業経営に関し識見を有する者 (2) 関係団体の代表者 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者	2年	
	[略]						[略]				
	[略]						[略]				